

長久手市低入札価格調査等事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この事務取扱要領（以下、「本要領」という。）は、長久手市低入札価格調査等実施要綱（以下、「実施要綱」という。）に規定する適正な工事の施工を図るため実施する低入札価格調査に関する事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

(調査の実施)

第2条 入札執行担当者は、調査基準価格を下回った最低価格入札者（以下「調査対象者」という。）に対し、当該契約の内容に適合した履行が確保されるか否かについて、実施要綱第9条に規定する低入札価格調査を実施する。

2 調査対象者は市が指定する期日までに、低入札価格調査事項回答書（様式第1号）を入札執行担当者に提出しなければならない。

3 入札執行担当者は前項の回答書に記載された内容についてすみやかに調査する。この場合、必要に応じて調査対象者に対する事情聴取及び関係機関への照会を行うことができる。

(委員会への意見徴収)

第3条 入札執行担当者は、実施要綱第10条の規定により、低入札価格調査状況報告書（様式第2号）を長久手市入札参加者資格委員会（以下、「委員会」という。）に提出し、調査内容について意見を求めるものとする。

(適合した履行がされると認められる場合の措置)

第4条 入札執行担当者は、調査の結果、調査対象者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、調査対象者を落札者と決定し、直ちに低入札価格調査結果通知書（様式第3号）により通知する。

(適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の措置)

第5条 入札執行担当者は、調査の結果、調査対象者の入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認め

たときは、直ちに調査対象者に対し、低入札価格調査結果通知書（様式第3号）により落札者としないう旨を通知する。

- 2 入札執行担当者は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した調査対象者以外の者のうち、最低の価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）に落札者とする旨を知らせるものとする。
- 3 入札執行担当者は、他の入札参加者に対しても、次順位者を落札者とする旨を知らせるものとする。この場合において、当該通知は、口頭でできるものとする。
- 4 次順位者が調査基準価格を下回る入札者の場合は、前3条に定める手続きを再度行うものとする。

（調査及び判断経過の公開又は公表）

第6条 本要領に基づいて調査対象者から提出された書類及び調査に関する書類は、原則として公開又は公表するものとする。

- 2 前項の書類は、次に掲げる事項に該当するときは、公開又は公表しないことができる。
 - (1) 調査対象者に著しい不利益を与える内容のものであるとき。
 - (2) 契約の履行及び他の競争入札の執行に支障をきたすおそれがあるものであるとき。

（契約後の確認）

第7条 契約担当者は、契約後、本要領に基づいて行った調査内容の履行状況を確認する。

- 2 契約担当者は、前項の確認結果が第2条の調査の際提出された内容と異なり、それが明らかに故意によるものである場合は、調査対象者に対して書面による注意を行い、改善を求めることとする。また、改善結果については書面により回答を求めることとする。

（該当する調査対象者への措置）

第8条 契約担当者は、前条第2項により改善を求めたが、それに従わない調査対象者については、書面により入札執行担当者に報告するものとする。

- 2 入札執行担当者は、低入札価格調査により、適合した履行がされ

ないおそれがあると認められた場合の調査対象者及び前項により契約担当者から報告を受けた調査対象者の行為が、長久手市指名停止取扱要領第4条に該当する場合は、規定に則った措置を行うものとする。

(調査、執行確認の補助)

第9条 契約担当者は、第2条に規定する調査及び第7条に規定する契約後の確認について、専門技術者の意見を求めること又は委任することができる。

附 則

この事務取扱要領は、令和2年4月1日から施行する。